

みなとみらい人事コンサルティング 事務所案内

SR-MINATOMIRAI JINJI CONSULTING OFFICE

「派遣と職業紹介の駆込寺」 社労士

関東中部9都県、通算300回以上、延べ6,000人以上に

派遣元・派遣先責任者講習、職業紹介責任者講習を実施、

顧問先の95%が派遣関連企業ならびに職業紹介事業者

INDEX

- 01 | ごあいさつ
- 02 | 代表プロフィール
- 03 | 事務所案内
- 04 | コンサルティング会員
- 05 | 就業規則
- 06 | 助成金
- 07 | ビジター手続き代行
- 08 | Q&A

TOOLS

- 01 | 助成金チェックシート
- 02 | 就業規則チェックシート

社会保険労務士事務所

みなとみらい人事コンサルティング

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい5-3-2

PRC みなとみらいオーシャンタワー2310

電話 : 045-664-3330

FAX : 045-664-3330

メール : info@mmjinji.com

ごあいさつ

はじめまして。
当事務所の代表の想いと
プロフィールをご覧ください。

ごあいさつ

初めまして。みなとみらい人事コンサルティング 代表：社会保険労務士の

泉 文美（いずみ あやみ）と申します。

会社は「カネ」「モノ」「ヒト」で成り立っている、とよく言われます。

私どもは、「ヒト」＝（社員）と、「ヒト」にまつわる「おカネ」＝（給与）について、

御社をトータルでサポートする人事コンサルタントです。

会社にとって、利益を生み出し、成長していくために、労働力はなくてはならないものです。

社員の雇い入れから、労働条件の整備、職場環境の改善、適正な労働時間の管理、

OJTの実施など、取り組むべき課題は、たくさんあります。

当所は、正社員はもちろんのこと、パートアルバイトも含め、御社の社員一人一人が、

それぞれの職務において、その能力を最大限に発揮できるよう、

雇用・労務管理のアドバイスをさせていただきます。

また、労働力は会社に利益をもたらす原動力＝（エンジン）であると共に、

賃金というコストが必ず発生するものでもあります。

会社は社員に「給与」を支払い、「仕事」をしてもらう。これは当たり前の話です。

この当たり前の話、つまり、「おカネ」の話から目を背けて、

適正な人事・労務管理を行うことなどできません。

「この仕事の内容、責任、量に対して、あるいは、会社の利益に照らして、

この社員にはこの給料の額で妥当か？」

御社も、とどのつまりはこれでお悩みが付きないのではいらっしゃいませんか？

会社と社員のトラブルも、結局は「未払い分の給料」「賠償請求」など、

結局が「お金」の話に行き着きます。

「自分は会社に対してこれだけの仕事をしたのに、その対価に見合うお給料が貰えなかった、

あるいは、私生活を犠牲にし、体を壊して損をさせられた」となるわけです。

私どもは、綺麗事は申しません。

「人事」と「給与」、両面から、御社にとって最適な改善策を提案致します。

どうぞ私どもみなとみらい人事コンサルティングにお任せ下さい。

当コンサルティング事務所は以下の業務を通じて、御社のヒューマンリソースの価値を高めて参ります。

- 1, 国家資格を持つ労務管理のスペシャリストによる、法律を踏まえたアドバイス、
役所への書類作成・提出代行
- 2, 給与計算と賃金設計に関わるコンサルティング
- 3, 有能な人材の募集、採用から、長期定着へとつながる、
ワークライフバランスの取れた雇用環境作りのアドバイス

ご相談やご不明な点などございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

|プロフィール

みなとみらい人事コンサルティング 代表

泉 文美 (いずみ あやみ)

人事労務コンサルタント
給与アナリスト、助成金アドバイザー

全国社会保険労務士連合会
社会保険労務士（国家資格）保持者
社労士登録番号 第14120079号
神奈川県社労士会 横浜北支部所属
会員番号 第1413350号

1980年 横浜生まれ 東京大学卒業
日本で唯一の「派遣に強い」、東大卒女性社労士。

結婚後は、夫と共に転勤を繰り返す生活が続く中、
いろいろな地域、職種での仕事を経験した。
そんな中で、正社員はもちろん、パートアルバイト、
契約社員など、いろいろな形態で働く人も、
企業に定着し、企業の利益となる人材であることを実感した。

また、官公庁での実務経験も有り、お役所の裏事情に詳しく、助成金に強い専門家としても定評がある。
特に元職員ならではのノウハウを活かし、ハローワークを活用した求人と助成金に関しては No.1 社労士を自負する。関東中部9都県で通算300回以上、延べ6,000人以上に派遣元責任者講習・派遣先責任者機講習を実施し、最新の法改正にも対応。更に、顧問先の約9割が派遣会社であり、法務と実務の両面から「派遣に強い社労士」として派遣業界からオファーが殺到している。

「楽しくなければ人事じゃないじゃん」をモットーに、セミナー、講演、記事執筆依頼も受けながら、フットワークよく活躍中の注目度ナンバーワンの「派遣のミカタ」の社労士である。

※月刊ビジネスガイド別冊 SR27号に「元職員が教えるハローワークの活用法」と題する記事を執筆

※株式会社リーガルマインド登録講師、株式会社フィールドプランニング主宰派遣元・先責任者講習主任講師

※講演、セミナー開催実績多数



事務所案内

企業に理念があるように社労士・コンサルティング事務所にも理念は当然あります。

企業のコンプライアンス・人事サポーター

当事務所は専門家（社労士）とコンサルタントという二つの側面を持って業務に取り組んでいます。

人事労務管理は、企業にとって重要な経営資材に関わります。

この点をしっかりと抑える事で、御社のビジネスをより発展させることができるようになります。

「モノ」や「カネ」は調達が可能ですが、「ヒト」は最終的に育てる以外の道がないのは、経営者様なら誰でもご同意いただけるものと思います。

私たちは、御社が人材をフル活用するための基盤づくりと、日々発生する労務問題や手続きをサポートさせていただいております。

経営者様が、経営に集中していただきたいという思いから、様々なサービスを提案させていただきます。ご検討の上、当事務所にご依頼いただけますと幸いです。

事務所案内

みなとみらい人事コンサルティング

所在地	〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい 5-3-2 PRC みなとみらいオーシャンタワー2310
営業時間	年中無休 9:00～18:00 (Fax・メールは24時間受付)
TEL	045-664-3330
FAX	045-664-3330
メール	info@mmjinji.com
ホームページ	https://mmjinji.com/
公式ブログ	http://ameblo.jp/sr-izumi/
Facebook	個人、みなとみらい人事コンサルティング公式ページ 両方あります
LinkedIn	www.linkedin.com/in/mmjinji-956683196

顧問契約

「顧問は何をしてしてくれるのか？」
よく受ける質問です。当事務所では
御社へ「安心」を提供しています。

顧問（コンサルティング会員）で得られるメリット

コンサルティング会員になって頂くことによって、安価なコストで
顧問コンサルティング並びに給与計算アウトソーシングを利用することができます。

毎月の給与計算とそれに伴う賃金規定設計に関わるコンサルティング、入退社他労働社会保険全般手続きやハ
ローワークへの求人の提出、分社化に伴う社会保険適用の相談、助成金の提案と申請手続き、
行政機関の臨検調査立ち会いや、就業規則作成、社員研修の実施など、なんでもご相談下さい。

顧問契約のメリットとしては、法的な手続き以外にも、労務関係における様々なご相談にお答えしたり、
万が一の労使トラブル発生時の抑止力になったりと、さまざまなビジネスシーンでご活用いただけます。

<料金・業務内容> 初回：入会金（月会費の50%）

従業員数	0～4人	5～9人	10～19人	20～29人	それ以上
月会費 （税別）	40,000円	60,000円	80,000円	100,000円	別途お問合せ 下さい

業務内容	1.労働保険・社会保険他官公庁への書類作成、提出代行《求人票、就業規則作成、改定含む》
	2.労働保険料申告手続き（毎年7月）
	3.社会保険料算定手続き（毎年7月、賞与時期）
	4.雇用・人事・労務等の労働社会保険諸法令に関する相談、助言
	5.助成金、法律改正等の情報提供や改善提案、助成金支給申請、その他書類作成手続き代行
	6.給与計算アウトソーシング、賃金規定構築のアドバイス
相談方法	1.対面打合せ（貴社訪問かご来所） 2.電話 3.オンライン会議（Skype、ZOOM） 4.メール

*** 下線部は次ページ～ 詳しくご説明しております**

その他のサービス（**無料：全て月会費に含まれております**）

定期的に、お役立ち人事情報満載の「事務所便り（MM 人事ニュース）」をお送り致します。

必要に応じ、みなとみらい人事コンサルティングの豊富なネットワークを活かし、

その他士業専門家（弁護士、税理士、公認会計士、行政書士、司法書士など）をご紹介致します。

派遣業務限定顧問

大企業様や通常業務は顧問社労士がいるので問題ない企業様から「派遣についてのみサポートしてほしい」という声にお応えして生まれました。

派遣限定コンサルティング会員で得られるメリット

派遣限定コンサルティング会員になって頂くことによって、安価なコストで派遣業務全般に関わるコンサルティングを利用することができます。

毎年の派遣事業報告や期間毎の派遣契約更新に関わるコンサルティングに強みがあり、多くの派遣元・派遣先事業者のお客様よりご好評いただいております。お気軽になんでもご相談下さい。

<料金・業務内容> 初回：入会金（月会費の50%）

月会費（税別） **40,000円～**

※お客様の現在のご状況ならびにご希望を無料相談でお伺いしたうえで、正式なお見積りを致します。

業務内容	1.派遣に関する労働局、労働基準監督署、ハローワークへの書類作成・提出代行、実地調査対応
	2.派遣許可申請、派遣事業報告書の書類作成・提出代行
	3.派遣契約書（基本・個別）や派遣先への通知書の作成、抵触日通知のチェック
	4.派遣労働者の雇用契約書、三六協定書、労使協定書等の作成
	5.同一労働同一賃金対応（均衡均等方式、労使協定方式）の助言・書類作成、就業規則作成・改訂
	6.派遣労働者の教育訓練計画に関する助言・作成
	7.「マージン率の情報提供」の算出・提供用紙作成・人材サービス総合サイトへ掲示
	8.労働者派遣法・労働基準法等の諸法令に関する相談、助言
	9.派遣業務・派遣労働者の雇用に関するアドバイス（毎月1時間定例相談を設定）
相談方法	1.対面打合せ（貴社訪問かご来所） 2.電話 3.オンライン会議（Skype、ZOOM） 4.メール

就業規則

就業規則の有無や整備で
笑う企業と泣く企業があります。
今、企業にリスクヘッジは必須です。

| 就業規則によるリスクヘッジ

就業規則とは、労働者が会社で働く上で守らなければならない規律や、労働時間、賃金などの労働条件を具体的に定めた規則です。会社側から見れば、就業規則を定めることで、事業場内の秩序を維持し、効率的に企業活動を行っていくことができます。また、労働者側から見ても労働条件が具体的に明示されることで、安心して働くことができます。

また、労使双方の権利と義務が明確になり、無用なトラブルを最小限に抑えることができます。

近年、会社側と労働者との間で労使トラブルが増加しています。

会社を防衛するためには、就業規則の整備は不可欠です。年々法改正があり、企業はこれに対応していかなければなりません。最近の労働者は、自身の待遇や法律に関して勉強しておりますので、**テンプレート**や**何年も前の就業規則**をそのまま使用していると、就業上の違法性を指摘されたり、思わぬ権利を主張されたりすることがあるかもしれません。また、法令に違反しないまでも、あまり深く考えずモデル就業規則をまねただけの就業規則の場合は、思わぬ危険が潜んでいたり、企業の実情を考慮したりしていないため、**いざというとき**にあまり役に立たないことが少なくありません。この機会にぜひご検討下さい。

<料金・業務内容> コンサルティング会員さまは**全て月会費に含まれております (無料)**

費用

150,000 円 (外税) ~ (まずは無料診断をお受けし、お見積いたします)

業務内容

- 1.就業規則を診断し、最新の労働基準法に対応しているか確認します
- 2.会社の就業実態を確認し会社のルール、理念等を伺います
- 3.就業規則、諸規程の内容を打ち合わせします (完成まで約 3~6ヶ月)
- 4.改正情報等の説明をし、他会社で成功している「成功事例」をご紹介します
- 5.作成後、職員さんへの就業規則説明会を実施します。(1時間 30分程度)
- 6.労働基準監督署へ提出します

作成変更する規程

- 1.就業規則
- 2.パートタイマー規程 (有期契約職員規程)
- 3.賃金規程

サポート内容

- 1.1年間の保証期間があり、改正情報等のアフターフォローをいたします。
- 2.作成した就業規則は、電子ファイルと一緒に専用のファイルでお渡します
- 3.就業規則の内容に伴った関係書式も会社独自の内容で作成します。
- 4.コンサルティング会員さまにお送りしている事務所便りを、1年間無料でお送りします。

助成金申請

助成金の財源は「雇用保険」です。
もらう権利があるのに、もらわない理由などあるのでしょうか。

助成金、もらいそびれていませんか？

助成金の財源は「雇用保険」です。

御社で、従業員を雇用し、雇用保険に加入していて、助成金の要件に合致する場合、申請する権利が当然発生します。

むしろ、もらわない事がもったいない事だと当事務所では考えています。

例えば、パートが働きやすくする制度を確立し、数十万円の助成金がもらえるとして、国以外に企業の取り組みにお金を提供するケースは殆ど無いと言っても過言ではありません。

そのため、チャンスがあれば積極的に申請していくべきですし、当事務所もそれをサポートしていきたいと考えております。

助成金は、タイミングとスピードが一番大切です。ほんの数日の違いでもらえなくなることもあります。

また、手続きや書類整備の決まりごとも多く、社長がわずらわしい手間と時間を割くより、ぜひ、申請実績豊富な当事務所にお任せください。

<料金・業務内容>

コンサルティング会員さまは**全て月会費に含まれております（無料）**

費用

助成金額の **20%**

※非コンサルティング会員さまは、助成想定額の5%を申請前に頂戴いたします。

<おすすめ助成金>

キャリアアップ助成金

有期契約労働者等を正社員に転換したり、派遣労働者を直接雇用したり、職業訓練や賃金水準の向上
法定外の健康診断を実施した場合、助成金が支給されます。

「パートから正社員へのキャリアアップ」などを考えていらっしゃる会社様におすすめの助成金です。

両立支援等助成金

「育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職に復帰させたとき」

「育児休業又は介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場に復帰できるようなプログラムを実施したとき」などの取り組みを企業が果たした際に助成金が支給されます。

ビジター手続代行

「コンサルタントまではちょっと…」
「とりあえずこの手続きだけ」お困りの
ときは、お気軽にお問合わせ下さい。

書類作成・提出代行

<料金・業務内容> コンサルティング会員さまは**全て月会費に含まれております (無料)**

費用	20,000 円～ (人数・内容によって変わります：まず無料相談の上、お見積もりします)
業務内容	1. 労働保険・社会保険手続き (取得喪失等)、私学共済の書類作成、求人票作成等 2. 各行政官庁へ提出 3. 申請書等の控えを皆様に送付
受付方法	1. 訪問 2. 電話、ファックス 3. メール

社会、労働保険料の算定・年度更新 新規適用・適用廃止、派遣許可

<料金・業務内容> コンサルティング会員の場合、**全て月会費に含まれております (無料)**

	健康保険・厚生年金保険 ・算定基礎届	労働保険料 概算、確定更新	新規適用・許可 (社会、労働保険・ 派遣・職業紹介)	適用廃止 (社会、労働保険・ 派遣・職業紹介)
1～9 人	20,000 円	20,000 円	50,000 円	50,000 円
10～19 人	30,000 円	30,000 円	60,000 円	60,000 円
20～29 人	40,000 円	40,000 円	70,000 円	70,000 円
30～39 人	50,000 円	50,000 円	80,000 円	80,000 円
40 人以上	60,000 円～	60,000 円～	100,000 円～	100,000 円～
業務内容	1. 労働保険・社会保険の書類作成 2. 各行政官庁へ提出 3. 申請書等の控えを皆様に送付			
受付方法	1. 訪問、ご来所 2. 電話、ファックス 3. メール			

Q & A

その他ご不明点がありましたら
お気軽にお問い合わせ下さい。

Q：社会保険労務士って何ですか？何をしてくれるのですか？

A：社会保険労務士（略：社労士）は、御社が雇用する人材のマネジメントを行い、経営陣の様々な問題を解決する国家資格の専門家です。
また、会社様に代わって、**役所への書類の作成・提出代行が認められている唯一の国家資格者**です。

大きく分けて「人事労務の手続き業務」「労務コンサルティング」を行い、人材を活性化することで「モノ」「カネ」「情報」を円滑に好循環させる基盤づくりをサポートしてまいります。

Q：他の社労士事務所／コンサルティング事務所との違いは何ですか？

A：一般的な社労士は法律的な「手続き代行」と「役所の監査対応」を主に行い、「給与計算のアウトソーシング」や「労務コンサルティング」まで行っているところは多くはありません。
また、社労士の資格を持っていないコンサルタントは、「給与計算のアウトソーシング」や「労務コンサルティング」などを主に行っていますが、役所への提出書類作成・提出代行はできません。
当事務所は、両者のメリットを併せ持ち、国家資格者の専門家である代表自らが、人事・労務に関するあらゆることをトータルサポートすることを、お約束し、フットワーク軽く対応させて頂いております。
そのため「無資格のスタッフばかりで、代表本人となかなか会えない」という、大手事務所ありがちな事は一切ございませんので、どうぞご安心下さい。

また、コンサルティング会員さまになって頂くと、**全ての業務が月会費に含まれておりますので、追加料金は一切かかりません。**
士業・コンサルタント業界では、最初の金額は低めに設定し、「顧問料 月 ○ 円 + 給与計算 ○ 円 + 算定届 ○ 円 + 就業規則 ○ 円 + 助成金 ○ 円 + 監督署対応 ○ 円…」というように、際限なく追加料金が発生する例が圧倒的なため、当事務所の「**明朗会計！追加料金一切不要！な月会員システム**」はまさに画期的です！多くの会社様に喜ばれております。

Q & A

その他ご不明点がありましたら
お気軽にお問い合わせ下さい。

Q：費用的に、コンサルティング会員は厳しいです。 単発の依頼でも受けて貰えますか？

A：もちろんです。お断りする理由がありません。
本案内の「ビジター手続き代行」をご覧ください。
ただ、月々の給与計算のアウトソーシングまで含めた、長期的なトータルサポートをさせて頂くのであれば、コンサルティング会員さまが一番お得になるような料金システムとさせて頂いております。
ご了承くださいますようお願いいたします。

Q：最近、おススメの助成金ってなんですか？

A：助成金は会社の状況によって、要件や金額が異なる場合があります。
よろしければ、次ページに「助成金チェックシート」がありますので、ご記入の上、当事務所まで FAX ください。
すぐに、状況を確認し、ご提案差し上げます。
また、同様に「就業規則チェックシート」も用意しておりますので、ご不安な場合は併せてご相談下さい。

Q：どうして「派遣に強い」のですか？

A：当事務所代表は派遣元責任者講習・派遣先責任者講習講師として、関東中部9都県で通算300回以上、延べ6000人以上に最新の法改正に即して講義をしております。更に、顧問先の約9割が派遣会社様であり、派遣許可申請、派遣報告事業書の提出、派遣契約書や派遣労働者への明示書など、派遣会社ならではの法的手続きや法定必須書類作成業務を実務として手掛けております。
例え「業界歴〇年！」とアピールしている、派遣業界出身の社労士であっても、知識や経験が、自分が派遣業界にいたころの、過去のものでは意味がありません。派遣法は3年ごとに改正されます。常に最新の法改正情報を、正確に押さえている社労士が必要です。
また、派遣元責任者講習講師や、社労士受験講師を務め、法律は教えていても、実務経験が全くなく、具体的な書類の書き方や、派遣会社様の日々のお悩みに対応できない社労士でも意味がありません。
その点、実務経験と詳細で正確な最新の法律知識の両方を併せ持つ、当事務所なら安心です。多くの派遣関係の会社様に支持されております。

助成金チェックシート

以下のチェックシートをご記入の上、FAX を当事務所までお送り下さい。

NO	チェック項目	YES	NO
1	未経験者やフリーターを雇い入れる予定がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	派遣労働者を受け入れる予定がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	パートさんを正社員にする予定がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	産休や育児休業中の方、またはこれから産休に入るご予定がありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	母子家庭のお母さんなどを雇い入れることがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	60歳以上の従業員さんがいらっしゃいますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	新規の創業などの予定がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	昨年同期と比べて、売上げが5%以上ダウンしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	雇用保険加入者は概ね何人ですか。	() 人	
10	就業規則はありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	時間の管理はタイムカードですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	新しい業態に進出する予定がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	新しい業態進出にかかる設備投資は300万円以上ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

国からの助成金、もらいそびれていませんか？

労働分野の助成金は多種多様で「自分の会社が助成金をもらえるのか」「どんな種類があるのか」というご質問を多数いただいております。この「助成金チェックシート」で貴社の状況を無料診断致します。会社が納める雇用保険料を財源とする助成金、該当するものはぜひとも受給しましょう！みなとみらい人事コンサルティングが貴社の元気な職場作りをサポートします。ぜひ、お答えいただき FAX をお送り下さい。

FAX のご返送は 045-664-3330 まで

貴社名		ご担当者氏名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を	
FAX		お書き下さい	

就業規則チェックシート

以下のチェックシートをご記入の上、FAX を当事務所までお送り下さい。

NO	チェック項目	YES	NO
1	就業規則の対象範囲が、明記してありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	就業規則は、御社オリジナルに作成したものですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	服務規律は、具体的に御社の職場におけるルールが書いてありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	服務規程は、20項目程度記載してありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	就業時間、変形労働などについて、実態に即して書いてありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	残業は、事前申告、許可制にするなどのルールが決まっていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	無断欠勤が連続14日となった場合、自然退職にしていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	有給休暇の取得目的を労務管理上、聞くことが明記されていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	休職期間は、勤続年数1年未満の者には与えないとしていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	メンタルヘルスについての配慮、サポートをする旨、記載していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	配置転換、転勤、転籍等の記載が、ありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	入社時および退職時の誓約書を、その都度作成していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	解雇の事由を具体的に、10項目程度明記してありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	懲戒解雇の事由を、具体的に30～40項目程度明記してありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	従業員のスキルアップ、教育等についての項目がありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	福利厚生面での項目の記載がありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	給与の改定の時期を定め、減額もありうるということが明記されていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

FAXのご返送は **045-664-3330** まで

貴社名		ご担当者氏名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を お書き下さい	

派遣元・派遣先・職業紹介責任者講習の
受講者様限定！

月額コンサルティング会員申込 3大特典キャンペーン！！

①無料相談当月月末までにお申し込み頂くと

初回入会金 **20%OFF！！**

翌月末までにお申し込み頂くと **10%OFF！！**

②ご近所様感謝キャンペーン！！

横浜市、川崎市、市内のお客様

さらに 初回入会金 **20%OFF！！**

③さらに、事務所案内に「お客様の声」(次項)
を載せて頂いたお客様は

初回入会金 **全額無料！！**

この機会に、ぜひご検討下さい！！！！

お客様の声

お客様の声をご覧ください。
企業様のお喜びの声が
当事務所の原動力です。

株式会社 アースプロジェクト 様（不動産業）

神奈川県横浜市

Q：依頼した業務は何ですか？

月額コンサルティング会員（顧問契約）です。



Q：なぜ、当事務所に決められたのですか？

泉先生に会い、しっかりした対応に「よし、この先生に決めよう」と思いました。また、豊富な知識も泉先生の魅力のひとつですね。

Q：依頼した結果と感想はいかがですか？

「きっちりした方だな」という感じです。正確な仕事もさることながら、プロ意識が高く、こちらの分からない分野を教えて貰っています。月額コンサルティング会員（顧問契約）は年度更新なので、来年度以降も更新し、長期に渡ってお世話になりたいと思っております。

ヘアサロン メサ 様（美容業）

東京都渋谷区

Q：依頼した業務は何ですか？

就業規則の作成を依頼しました。



Q：なぜ、当事務所に決められたのですか？

以前、総合事務所で、税理士も社労士も全部お願いしていましたが、安かろう悪かろうで、かえっておかしくなってしまう、有能な先生を探していました。インターネットで偶然、泉 文美先生を見つけ、隅々まで読んだ末に依頼しました。

Q：依頼した結果と感想はいかがですか？

きちんとストーリーを追うように、進めてくれたので、就業規則を作る意義やリスクヘッジの方法を学ぶ事もできました。ありがとうございました。

お客様の声

お客様の声をご覧ください。
企業様のお喜びの声が
当事務所の原動力です。

株式会社日本フロントテック 様(建設業)

東京都足立区



Q：依頼した業務は何ですか？

コンサルティング会員（顧問契約）です。

Q：なぜ、当事務所に決められたのですか？

縁があり泉先生の評判を聞きまして、実際にヒアリングを行ってもらった際にとても人柄が良く感じ、間違いの無い業務を遂行して頂けそうと感じたからです。

Q：依頼した結果と感想はいかがですか？

事態の急な変更にも迅速丁寧に対応して頂き、素人では分からない事柄も分かりやすく、実際に活用し易く教えて頂けるので有難いです。また、人員を増やしていく最中、良心的な価格設定も魅力です。これからも引き続き、助力の程お願いします。

株式会社ナビディアワークス 様(派遣・紹介業・IT業)

神奈川県横浜市



Q：依頼した業務は何ですか？

コンサルティング会員（顧問契約）です。

Q：なぜ、当事務所に決められたのですか？

コンプライアンス意識が極めて高く、適法経営を徹底したい当社に必要な方と感じました。

Q：依頼した結果と感想はいかがですか？

抽象的な回答ではなくあるべき姿をきちっと示してくださる姿勢に感心しております。今後ともよろしくお願い致します。

お客様の声

お客様の声をご覧ください。
企業様のお喜びの声が
当事務所の原動力です。

| 有限会社エス・ケー・エム企画 様（派遣業・設計業）

神奈川県相模原市



Q：依頼した業務は何ですか？

月額コンサルティング会員（顧問契約）です。

Q：なぜ、当事務所に決められたのですか？

派遣元責任者講習で、泉先生の講習を受講し、講義内容が的確で、とても分かりやすく理解できましたので決めさせて頂きました。

Q：依頼した結果と感想はいかがですか？

当社の現状と、問題点を洗い出し解決策と、その進め方を的確に提示して頂き、さすが!!!
派遣に特化した社労士です。自社では手続きができなかったと思います。末永く、よろしくお願い致します。

| 株式会社ハッコウ検査 様（派遣業・非破壊検査業）

神奈川県横浜市



Q：依頼した業務は何ですか？

一般派遣事業の申請業務です。

Q：なぜ、当事務所に決められたのですか？

派遣元責任者講習の受講時に派遣事業に詳しいと感じました。

Q：依頼した結果と感想はいかがですか？

仕事が早く迅速な対応でした。

お客様の声

お客様の声をご覧ください。
企業様のお喜びの声
当事務所の原動力です。

| 極東 S&D 株式会社 様 (派遣業・プラント設計業)

千葉県千葉市



Q : 依頼した業務は何ですか？

労働者派遣事業の申請と、労働保険社会保険手続きです。

Q : なぜ、当事務所に決められたのですか？

派遣元責任者講習時の講師で、好印象を受けました。

Q : 依頼した結果と感想はいかがですか？

泉先生にお願いしなければ、労働者派遣事業取得は困難だったと思います。

今後お願いしたいと考えています。

| 合同会社エガオ・ユアサイド様

(派遣業・金型製造業・学習塾)



群馬県太田市

Q : 依頼した業務は何ですか？

コンサルティング会員です。

Q : なぜ、当事務所に決められたのですか？

泉先生の派遣元責任者講習のご指導の後、メールでのやり取り等で丁寧にご回答を頂き、お人柄、見識とも派遣事業の許可申請にあたり信頼できる専門家と確信したからです。

Q : 依頼した結果と感想はいかがですか？

細やかなご配慮を賜り、派遣許可申請手続きも無事済みでした。

今後も大変安心して業務のバックボーンをお任せできると思い、心の余裕を感じることができます。

お客様の声

お客様の声をご覧ください。
企業様のお喜びの声
当事務所の原動力です。

株式会社エボニー 様（派遣業・建設業）

神奈川県秦野市

EBONY

Q: 依頼した業務は何ですか？

派遣業運営に対しての労働局への対応書類等・給与計算です。

Q: なぜ、当事務所に決められたのですか？

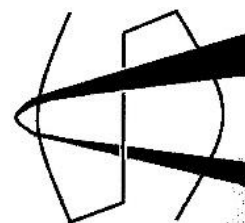
泉先生の派遣元責任者の講習を受講し、お話しをさせて頂き、派遣業のエキスパートと感じたからです。
事実、スムーズに特定から一般派遣への切り替えができました。2018年9月の特定派遣廃止後、一般派遣への切り替えができなかった業者が多数いると聞き、泉先生にお会い出来た事に感謝しています。

Q: 依頼した結果と感想はいかがですか？

先ほどお話ししたように、泉先生にお願いした結果、スムーズに一般派遣への切替ができました。
電話等で細かなアドバイスがもらえることや、また、労働局に対しての対応もご指導していただける点など、頼りになる先生だと思っております。

葵総業株式会社 様（派遣業・水道工事業）

千葉県野田市



Q: 依頼した業務は何ですか？

労働者派遣事業許可取得及びその後の定期書類の作成・提出です。

Q: なぜ、当事務所に決められたのですか？

特定から一般派遣事業への切替許可取得は難しく、諦めていた時、FAXでDMが届き、藁をも縋る思いで、みなとみらい人事コンサルティング主催のセミナーを受講しました。半信半疑な中、しかし親切丁寧な、泉先生の講義を受けながら、何とか事業を継続出来るかも知れないという確信に変わっていききました。

Q: 依頼した結果と感想はいかがですか？

申請書等は当然お任せし、当社は泉先生の指示で、必死に、履歴書や会社案内など、自社でないと用意できない書類を作成しました。許可取得が出来たのも、ひとえに泉先生のお陰だと感謝しております。
これからも、未永く月額コンサルティング会員としてお願いしたいと思っております。

お客様の声

お客様の声をご覧ください。
企業様のお喜びの声
当事務所の原動力です。

株式会社ニイタカ 様（派遣業・電気機械器具製造業）

神奈川県秦野市



Q：依頼した業務は何ですか？

月額コンサルティング会員（派遣限定）です。

Q：なぜ、当事務所に決められたのですか？

知人の会社から紹介があったからです。

Q：依頼した結果と感想はいかがですか？

さすが、派遣のプロですね。こちらが多く言わなくても動いてくれるので、手離れが良いです。泉先生がいなかったら、派遣の許可申請も、役所の臨検調査も、こんなにスムーズに乗り切れなかったでしょうね。

株式会社キャリアウィン様（有料職業紹介事業）

東京都港区



Q：依頼した業務は何ですか？

新規職業紹介免許の取得のため

Q：なぜ、当事務所に決められたのですか？

知人に泉先生にお世話になっている企業があり、
職業紹介、派遣事業に特化されている社労士さんだから間違いなく安心だという話を聞きました。

Q：依頼した結果と感想はいかがですか？

はじめてのことでしたので、分からないことも多かったのですが、
迅速に丁寧に質問にもお答えいただき、やるべきことが明確となりました。
結果、安心してお任せすることができています。

お客様の声

お客様の声をご覧ください。
企業様のお喜びの声が
当事務所の原動力です。

株式会社トップ様（有料職業紹介事業）

東京都中央区



Q：依頼した業務は何ですか？

法人設立から有料職業紹介事業の許可申請までです。

Q：なぜ、当事務所に決められたのですか？

職業紹介事業に長けていて、親身にサポートしていただけると期待したからです。

Q：依頼した結果と感想はいかがですか？

豊富な知識を元に的確なアドバイスをスピーディーに提供してくれ、
法人設立から職業紹介許可申請に至るまでの過程と準備すべきことがわかりました。
事務所の物件探しまで親身になって相談できたので、心強く感じました。

iCONTINENT 株式会社様（派遣業・職業紹介事業）

東京都多摩市



Q：依頼した業務は何ですか？

社会保険手続き、100名程度の給与計算など人事労務全般、ならびに派遣事業全般のフルサポートです。

Q：なぜ、当事務所に決められたのですか？

法改正で同一労働同一賃金が始まり、派遣法に詳しい社労士を探していたため。

Q：依頼した結果と感想はいかがですか？

派遣事業、職業紹介事業について毎年の事業報告書作成だけでなく日々の業務を支援いただいたお陰で、無事に許可更新できました。ありがとうございました。

お客様の声

お客様の声をご覧ください。
企業様のお喜びの声が
当事務所の原動力です。

株式会社アイ・ケイ・アイ様（派遣業・職業紹介事業）

埼玉県さいたま市

Q：依頼した業務は何ですか？

月額コンサルティング会員（派遣・職業紹介事業限定）です。



Q：なぜ、当事務所に決められたのですか？

派遣法、職業安定法に詳しい社労士事務所に依頼したかったため。

派遣元責任者講習の際に泉先生にお任せしたいと考えていました。

Q：依頼した結果と感想はいかがですか？

派遣と職業紹介の報告や許可更新など支援いただいておりますが、泉先生に頼まなければ常に不安が付きまとい、書類不備があり許可更新が滞っていたかもしれません。MM 人事は当社にとって「他の派遣会社へ紹介したくないくらい、貴重な社労士事務所」です。